

第 20 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 21 年 12 月 21 日（月） 13:00～15:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（委員）阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、岩崎専門委員、玄田専門委員、橋本専門委員

（審議協力者）文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

（事務局）内閣府統計委員会担当室、総務省政策統括官室

（調査実施者）厚生労働省

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 結果概要

（1）世帯票の修文に関する審議

これまでの部会審議で、設問の「同居していない」を、「現在は世帯を離れている」に変更することが適当とされた世帯票の質問 2（同居していない者の有無及び人数）について、審査部局である総務省から、報告者が設問意図を正しく理解した上で回答できるよう、質問 2 の設問やそれに関連する箇所を更に修文することが提案され、審議の結果、適当とされた。

なお、総務省の提案に加え、国民生活基礎調査の対象となる世帯員の定義に関する情報を、世帯票の冒頭や調査の手引に追記するよう、審議協力者から要望が出され、対応については、部会長に一任することとされた。

（2）答申案に関する審議

部会長から答申案が示され、審議の結果、下記の意見を踏まえた所要の修正が行われることを前提として、答申案が了承された。

なお、答申案の修正については、部会長に一任することとされた。

ア 集計事項

有業者の所得金額と就業形態や教育等をクロスする集計事項については、所得金額の分布を分析することも重要であると考えられるため、平均所得金額とクロスする集計事項に加えて、所得金額の分布とクロスする集計事項を作成してもらいたい。

イ 心の状態に関する調査事項の集計方法

点数を合計した結果表を作成することに異議はないが、地域表章をする場合は、誤った解釈に基づく社会的混乱が発生するおそれもあるため、集計・公表に当たっては、配慮する必要がある。

ウ 母集団推定の方法

「調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るための効果的な手段がない」とするの

であれば、厚生労働省が調査票回収率の偏りをとらえるために試行した方策を具体的に記述した方が良い。

また、結論部で「調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るための効果的な手段がない」、「母集団推定の方法の工夫によって非標本誤差を縮小することは困難」と言い切っているが、あくまで、「直ちに採用できる手段がなく」、「当面困難」なだけであると考えるので、そのように修文すべき。

調査票回収率に応じて非標本誤差を評価し、集計値を補正する理論が構築されてきており、国民生活基礎調査でも、そのような理論を用いて非標本誤差の縮小ができないか研究する必要がある。